

佐賀県告示第二百五十八号

児童福祉法第五十六条の規定に基づく負担金徴収等規則第三条第一項に規定する徴収金基準（昭和六十三年佐賀県告示第四百四十号）の一部を次のように改正する。ただし、平成二十四年九月三十日以前の期間に係る徴収金の算定については、なお従前の例による。

平成二十四年十月一日

佐賀県知事 古 川 康

本文ただし書を次のように改める。

ただし、表一の規定による措置児童等に係る算定額が、表一で定める徴収金基準月額に満たないときは、当該算定額とする。

表一中「児童入所施設徴収金基準（扶養義務者用）」や「児童入所施設徴収金基準」に改め、同表の第5項第1項の欄中「知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部及び」や並びに同表の第6項中「肢体不自由児療護施設」や「福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設」に「知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、乳児院、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児を入所させる指定医療機関、重症心身障害児施設」や「乳児院、指定医療機関（入所に限る。）」に改め、同表の第6項中「及び第5条の4第6項」や「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」に改め、同表の第6項中「第175号」に改め、「、平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」及び平成24年6月25日障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額の算定等（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」を加え、同表の第6項の(二)中「並びに第2項第1号」や「(同条第2項第1号」

「第 92 条第 1 項並びに」及び「に規定する寄附金に限る。」第 92 条第 1 項及び「第 41 条の 3 の 2 第 4 項」及び「第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 2 項、第 4 項」及び「第 41 条の 19 の 2 第 1 項」の次、「第 41 条の 19 の 3 第 1 項及び第 2 項、第 41 条の 19 の 4 第 1 項及び第 2 項」及び「第 41 条の 19 の 5 の 3 により障害児通所支援を受ける児童及び同法第 24 条の 2 により障害児入所施設を利用する児童」の「第 14 項から第 16 項まで」及び「第 13 項から第 15 項まで」の次、「第 14 項から第 16 項まで」及び「第 13 項から第 15 項まで」の次に次のように改める。

5 同一世帯において 2 人以上の措置児童がある場合においては、その月の徴収金基準月額のうち最も多い措置児童以外の措置児童に係る徴収金基準月額は、上表の規定により算定された徴収金基準月額に 0.1 を乗じて得た額とする。ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第 21 条の 5 の 2 の障害児通所給付費又は同法第 24 条の 2 の障害児入所給付費を支給されている場合は、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額 + 児童入所施設に係る徴収金基準額 × 0.1 × (当該世帯における施設入所児童の人数 - 1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、児童福祉法第 21 条の 5 の 2 の障害児通所給付費又は同法第 24 条の 2 の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴

収金基準額は、「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知）」等の徴収金基準額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（児童福祉法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに同法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は同法第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。

表一の備考6を削り、同表の備考7中「及び」の次に「児童養護施設又は」を加え、同表の備考中7を9とし、8を1とし、9を8とし、10及び11を削る。

表二を次のように改める。

表 2

施設	措置児童等に係る算定額
<p>児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム又は里親</p>	<p>次の算式(1)によつて得られる額とする。ただし、措置児童等の在籍日数が1か月未満である場合は、算式(2)によつて得られる額とする。</p> <p>算式(1) 措置児童等についての当該施設の事務費の月額保護単価(乳児、1・2歳児、年少児、特別指導費及びポイラー技工雇上費の単価を含み、民間施設給与等改善費、知的障害児自活訓練事業加算費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、保育機能強化加算費の単価を除く。以下同じ。)+事業費の各費目(里親手当を除く。以下同じ。)のその月の当該措置児童等につき支弁した額の合算額</p> <p>算式(2) 〔(措置児童等についての当該施設の事務費の月額保護単価+事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額)÷その月の日数〕×その月の措置児童等在籍日数+月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額</p>
<p>医療型障害児入所施設、指定医療機関(入所に限る。)又は助産施設</p>	<p>次の算式(1)によつて得られる額とする。ただし、措置児童等の在籍日数が1か月未満である場合は、算式(2)によつて得られる額とする。</p> <p>算式(1) 事業費の各費目のその月の当該措置児童等につき支弁した額の合算額</p> <p>算式(2) (事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額÷その月の日数)×その月の措置児童等在籍日数+月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額</p>

注 この表の算式における用語の意義及び端数計算の方法については、平成 11 年 4 月 30 日厚生省発児第 86 号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」又は平成 19 年 12 月 18 日厚生労働省発障第 1218002 号厚生労働事務次官通知「障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金について」に定めるところによる。

衆議院の調査の目的を以て調査（照）又はの職中「D1」及び「C1」及び「D2」及び「C2」に於て、同法の第26条の2及び「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定」に於て、及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」及び「並びに第2項第1号」及び「（同条第2項第1号）に於て」（同項第2号に規定する寄附金に限る。）に於てに規定する寄附金に限る。）及び「第41条の3の2」に於て「第1項、第2項、」及び「第41条の19の2第1項」に於て、「第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項、」及び「及び第5条の4第6項、」及び「第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」に於て。

衆議院の調査の(二)中「並びに第2項第1号」及び「（同条第2項第1号）及び、第92条第1項、」及び「に規定する寄附金に限る。」第92条第1項、に於て、同法の第26条の2及び「第41条の3の2」に於て「第1項、第2項、」及び「第6項」に於て。